

いまわたしたちがすべきことは？

3月28日午後、大阪高等裁判所(山下郁夫裁判長)は、昨年3月9日、大津地裁(山本善彦裁判長)が出した高浜原発3・4号機の運転を禁止する仮処分決定を取り消し再稼働を認めました。その内容は新規基準に合格すれば安全は確保された。福島事故の原因は解明された。避難計画は適切である等々不当な決定でした。決定が取り消されると即時、再稼働可能となり関西電力は、高浜原発3、4号機の再稼働に向けての準備を進めています。その高浜原発では、1月にクレーンの倒壊事故で原発の建屋が損傷する事故がおこったばかりです。4月7日、関西電力は、「安全管理の総点検」を福井県に報告、県からは「具体的な改善が実施されたもの」と了承されました。福井県は再稼働はすでに承認済との態度で県原子力安全専門委員会も開催せずに関西電力と一体になり再稼働に突き進もうとしています。到底納得できません。福井県は、関西電力の安全管理について専門委員会で徹底審議し、福井県民を対象に住民説明会を開催して県民の不安に寄り添うべきではないでしょうか？

大阪高裁決定後、県連絡会も含めて、県内の団体が共同で福井県(3/29には関西電力にも再稼働するなど要請)に対して3月29日、4月12日、4月17日と3度にわたり高浜原発の再稼働に対して専門委員会で慎重に審議し福井県民に説明する場を作るように求めて行きました。3月29日と4月12日の場で対応した福井県原子力安全対策課の山田清智参事は、「申し入れの内容をしかるべき上司に伝える」とのみの返答でした。4月17日に対応した福井県原子力安全対策課の伊藤登課長は「クレーンの倒壊事故に対する安全管理の総点検と原発の再稼働の問題は別である。高浜原発の再稼働に対して福井県はすでに了承している」「安全性に対する住民に対しての説明は関西電力の責任で行うことになっている」との返答でした。いつ関西電力は説明するのか確認しているのか？との質問には、「事業者の安全への取り組みを継続して確認していく」との返答のみでした。つまり説明は関西電力まかせと言うことです。3年前に県連絡会が関西電力に対して安全に対する住民への説明責任を迫及した申し入れに対して関西電力は「誠心誠意、地元の住民のみなさまには、高浜のプラント(原発)の安全に対する対策を地域やマスコミ等でお伝えしてきておりますし、これからも継続していきます」と返答し「越前若狭のふれあい」(地域で新聞などに織り込む関西電力のPR誌)を郵送してきました。これで関西電力は住民へ安全説明していると言えるのでしょうか？

さらに関西電力が提出した高浜原発のデータの中で、原子力規制委員会で評価された基準地振動は過小評価されていることを元規制委員会委員長代理の島崎邦彦氏が学会でも発表しています。4月24日の大飯原発3・4号機の運転を差し止め控訴審(名古屋高裁金沢支部)でも、最大争点の一つとしてとらえられていて島崎氏の証人尋問が裁判の大きな山場になると思われています。また規制委員会で県や自治体に丸投げされている広域の避難計画・訓練などの検証は、不十分で何より住民の安全が二の次になり実効性が担保されていません。このような状況で再稼働とは、何が何でも

再稼働と前のめりになっているとしか見えません。今こそ再稼働許さない住民運動と世論をさらに大きく広げることが必要となります。

私たち県連絡会は、県内や全国の原発ゼロを願う広範な団体、個人と共同して①4月27日(木)に「高浜原発動かすな!関電包囲全国集会」を大阪関西電力本社前で行います。また高浜原発のある現地高浜町では、②5月7日(日)に「高浜原発動かすな!高浜集会」として高浜原発への申し入れ(午前)と高浜町文化会館(午後)と町内デモを行います。県都福井市で③5月12日(金)に福井市中央公園で夕方6時から「高浜原発動かすな!福井集会」と市内デモを行います。そして住民と自治体に訴える行動として④5月8日(月)から12日(金)まで高浜町役場から福井県庁まで各自治体首長へ高浜原発動かすなの申し入れをしながら地域住民に訴えるリレーデモを行います。この行動には、原子力発電に反対する福井県民会議、サヨナラ原発福井県ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、原発住民運動福井・嶺南センター、ふるさとを守る高浜・おおいの会、若狭の原発を考える会など「原発に反対するオール福井」の運動として取り組み、多くの人達の参加を呼び掛けています。

以上